

甲賀市少年センターだより

第5号



甲賀市水口町本丸 1-20 水口中央公民館 2 階

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp



R6.2月発行

あたたかさ めぐもりを求めて オーバードーズ(過剰摂取)

昨年末、「ト横」と呼ばれる東京都新宿区歌舞伎町の一帯で、警視庁が一斉指導を3回実施し、小学生を含む29人を都青少年健全育成条例に基づき補導したというニュースが報じられました。週末の深夜から未明にかけて一斉指導は実施され、29人のうち20人が都外在住で、市販薬を持っている若者もいたそうです。健康上のリスクだけでなく犯罪へ巻き込まれかねないとして大きな問題となりました。

話を聞いてもらいたいという理由で一帯を訪れる子どもも少なくなく、子どもたちが居場所を求めてさまよう実態が浮き彫りになりました。孤独感や寂しさを抱え、リアルな人とのつながりやめぐりを求めていたのです。

問題行動を起こしたり、来所したりする青少年の中にも、人とのつながりやめぐりを求めている子どもがいます。かかわっている大人がよかれと思っていることも、本人にとってはそうでないこともあります。大人との関係が難しくなると、大人への信頼や居場所がなくなり、SNSに頼ったり薬に頼ったりして正しい判断ができなくなります。辛さの原因が自分だけにあると思い、オーバードーズにつながることもあります。

オーバードーズの背景には「つらい気持ちを和らげたい」「生きるための手段として」など、相談ができずに薬という物に頼ってしまい、「つらさ」の原因が自分だけにあると思い込み一人で何とかしようとしていることもあるそうです。健康を損ないますが、生きるためにその行為をしている間だけ、今すぐ死にたいほどの「つらい」気持ちから一時的に逃れられるので、その行為を行っているのです。その行為をだめな行動としてとらえるだけではなく、そのような「つらさ」に寄り添い、信頼される大人であることが子どもたちの居場所をつくり、健全な育成につながるのではないのでしょうか。

一人で悩まず まず相談を 居場所づくり 信頼づくり

まずは、子どもと普段から何でも話せる関係を作っておくことが大

切ですが、今は子どもとの関係がよくなかったり、問題行動で困っていたりという家庭や学校は、身近な人や関係機関に相談をすることで解決に向かうこともあります。家庭内だけで抱え込むのではなく、また、学校内だけで抱え込むのではなく、身近な人や関係機関に相談し、知恵を出し合い子どものためにできることから始めることが大事です。

何かをしてみなければ変わることはありません。子どもを変えることは難しいかもしれませんが、大人のかかわり方や投げかけ、環境を変えることはできます。知恵をだしあいできることから進めていきたいと思います。

少年センターもその一つの機関として、子どもたちの気持ちに寄り添い幅広い様々な問題や悩みに関するご相談をお受けしております。心配事を抱えている本人はもちろんのこと、ご家族や青少年とかかわっておられるみなさまもご遠慮なくご連絡ください。秘密は厳守します。

危険！ SNS 被害に遭わないために

寂しさを抱えた子どもに忍び寄り大人がいます。

顔見知りの大人から行われることもあれば、オンライン上で顔の分からない相手から、巧妙に子どもの孤独や承認欲求につけ込み、性犯罪や性的虐待を目的に近づいてきます。全面的に子どもの味方の振りをして、子どもを自分に依存させます。手なずけて愛着を引き出し、特別な信頼関係を構築してから、子どもの性的虐待へ抵抗・妨害する意識を低下させ、性犯罪や性的虐待を行います。

このような行為をグルーミング（チャイルドグルーミング）といいます。

- 性的な接触を図る目的で大人が子どもを手なずけること
- 最終的に性行為に及ぶことを目的として、子どもとの信頼関係を構築するための行動をとること

グルーミングの予防や事後対応は、大人（保護者）と子どもの信頼関係が大きなカギを握ると言われています。子どもとのコミュニケーションを見つめなおすことがグルーミング対策の第一歩になり、小さなことでも気づいたら、早期に専門家に相談しましょう。



「若者に急増する大麻の乱用」

全国的に大麻の検挙者が急増！！



大麻は「違法薬物」で、法律によって厳しく規制されており、持っていたり人に譲ったりなどすると「大麻取締法違反」により、警察に検挙される犯罪行為となります。

近年、大麻の検挙者数が高い水準で推移し、実は大麻の検挙者全体のうち約70%は30歳未満の若者で、なかでも急増しているのが20歳未満の青少年であることが大きな社会問題となっています。県内でも2022年に大麻事件で摘発された37人のうち、10～20歳代が28人で全体の70%以上を占めており全国と全く同様の傾向にあります。このように、大麻の乱用が若者の間で急速に広がっている原因の一つには、SNS上に「多く的大麻密売情報」が出回っていることや「大麻は心や体への悪影響がない。依存性がない」などの間違った情報が氾濫していることが影響していると言われています。しかし、実際には大麻を乱用すると大麻に含まれる「THC(テトラヒドロカンナビノール)」という成分が脳に作用して、時間や空間などの知覚の変化を引き起こす・思考(考える力)障害や記憶障害を引き起こす・運動障害や食欲障害を引き起こす・強度の恐怖や不安が起こる感情障害を引き起こすなどの様々な障害を引き起こし、特に成長期にある若者の脳に対しては強い影響を与え、心や体に対して大きな悪影響を与えるものであることを正しく理解しておくことが大切です。

また、昨年「大麻グミ」と言われるものを食べて嘔吐やめまいを引き起こすなど、体調が急変して救急車で病院へ搬送される事案が多発しました。この「大麻グミ」には、大麻成分に類似する有害な「HHCH」という成分が含まれており、これが体調を急変させた原因であることがわかりました。その後、「HHCH」も有害成分として指定薬物の指定を受け、現在はこの成分が入った「大麻グミ」の販売も規制されていますが、これらのことも薬物乱用防止のために知っておく必要があります。

更に、これら大麻を含む覚せい剤などの違法薬物を乱用するきっかけの多くは「友人・知人など、身近な人からの誘い」という報告がなされています。

そこで、甲賀市少年センターでは、何年も前からボランティア団体である「甲賀市少年補導委員会」の少年補導委員さんと共に、毎年市内のほとんどの小学校に出向いて6年生を対象に「薬物乱用防止教室」を開催し、大麻を含む違法薬物の乱用防止に対する啓発活動を行っています。市内の小学校6年生以上の大多数の子どもはこの乱用防止教室で話を聞いているはずですが、ですから、市内の若者のみなさんには、小学校当時に受けた薬物乱用防止教室を今一度思い起こし「違法な薬物には絶対に手を出さない、きっぱりと断る」といった思いを再認識できるよう、声掛けをお願いします。

青少年の健全育成に 関する条例が 改正されました

令和5年10月20日公布
令和6年4月20日施行

困ったときは
ひとりで悩まないで
気軽に電話を！
秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、家族、学
業、不登校、就労など



相談日：平日のみ

(9時00分～16時00分)

年末年始、土、日、祝日は休み

(0748) 62-6010

k-syonen@city.koka.lg.jp

この条例は、青少年を取り巻く環境の整備を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為および環境から青少年を保護し、青少年の健全な育成に寄与することを目的としています。

1. 青少年の年齢規定の拡大

健全育成を阻害する行為の規制について、青少年の保護を手厚くするため年齢規定が拡大されました。



6歳以上18歳未満の者

改正

18歳未満の者

2. 深夜外出の制限規定の改正

罰則：10万円以下の罰金または科料

深夜に、保護者の承諾などがある場合を除き、青少年をその住居等以外の場所にとどめおくことは、犯罪被害等に遭いやすく青少年の健全な育成を阻害する環境となるため、深夜外出の制限に追加されました。



連れ出す、同伴する

※深夜＝午後11時～午前5時

追加

とどめおく
(宿泊させるなど)



3. 新設 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止 罰則：30万円以下の罰金

青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為は、いわゆる自画撮り被害などに繋がり、青少年の健全な育成を阻害することになるため、今回改正により禁止されました。

さらに、次のいずれかに該当する場合には、罰則が設けられました。

- ① 拒まれたにもかかわらず、提供を求めた
- ② 威迫、欺き、困惑させ、提供を求めた
- ③ 対償の供与、その約束等により、提供を求めた



4. 新設 使用済み下着等の譲受け等の禁止 罰則：30万円以下の罰金

青少年から使用済み下着等を買受ける等の行為は、青少年の倫理観や労働観の喪失などに繋がり、健全な育成を阻害することになるため、今回改正により禁止されました。

青少年の使用済み下着等(だ液、ふん尿を含む)に関する次の行為には、罰則が設けられました。

- ① 対償の供与、その約束により、譲り受ける
- ② 青少年から有償の譲渡の委託を受ける
- ③ 青少年に有償の譲渡の相手方を紹介する
- ④ 青少年に有償で譲渡するよう勧誘する

これらの行為を知って、場所の提供や周旋することも禁止されました。(罰則あり)



※ 上記2、3、4の行為は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることはできません。(過失がないときを除く。)

R5 少年センター相談受理状況

R5年4月～R6年1月末合計延べ1198件(R5年1月末まで1098件)
面談等 345(352) 電話 783(698) メール 70(48)

	内 容	R 6 1 月 末	R 5 1 月 末	内 容	R 6 1 月 末	R 5 1 月 末
非 行 相 談	盗癖・窃盗	30	15	暴力行為	51	9
	校内暴力	63	36	家庭内暴力	18	18
	たかり・恐喝	2	8	薬物乱用	13	1
	家出	55	3	無断外泊	9	0
	深夜徘徊	3	0	金銭乱用	7	7
	道路法違反	2	1			
非 行 相 談 以 外	不登校	135	58	学校・学業	52	105
	就職・仕事	26	47	家庭	10	28
	しつけ生活	584	671	交友	28	31
	性	7	3	発達障害	2	1
	心の病	0	23	健康・身体	0	9
	いじめ	71	3	虐待	27	9
	有害環境	0	1	その他	3	11

○相談者内訳

本人	201	439	家庭	307	241
学校	332	242	職場	12	10
関係機関	331	184	その他	15	9

○相談対象少年内訳

小学生以下	122	78	中学生	455	206
高校生	146	256	学生その他	151	113
有職少年	236	335	無職少年	88	110

営業者の方へ

- ・図書等の販売店
- ・がん具等の販売店
- ・カラオケルーム
- ・インターネットカフェ
- ・質屋
- ・古物商
- ・貸金業者
- ・金属屑回収業者



左の営業者等には、上記の改正内容のほか、次のような規制の対象となる場合があります。

- ・有害図書等の販売制限、陳列方法等
- ・有害興行の入場規制等
- ・有害がん具等の販売制限
- ・インターネット利用の制限
- ・有害行為のための場所提供等
- ・買受け、買受け、貸し付け等の制限
- ・深夜の営業を行う施設への立入りの制限

お問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 電話 077-528-3551 FAX 077-528-4854

◆相談活動の現状

本年度1月末時点では、延べ受理件数が1198件(前年同時期1098件)と100件増加しています。

相談者区分としては、本人からは238件減少していますが、家庭からが約1.3倍、学校からが約1.4倍、関係機関からが約1.8倍と増加しました。

対象少年別では小学生以下122人(前年同時期78人)に対する相談が1.6倍、中学生455人(前年同時期206人)約2.2倍となり、大幅な伸びを示しているなど、対象者は低年齢化傾向が顕著になってきています。また、相談内容の「非行相談」に関し、本年度253件(前年同時期98件(+155件、約2.6倍))と急増しています。特に「暴力行為・校内暴力・家出」の多くは対象者が小・中学生になっています。

更に、昨今報道されています薬物乱用は若者を中心に全国的な広がりを見せ、市内でも有職・無職少年がらみ大麻使用等が噂されているなど、大変危惧するところです。加えて、家出や深夜徘徊・無断外泊については、SNSを通じて犯罪に巻き込まれるなど大きな問題となっているところです。

「非行相談以外」では、「不登校」「いじめ」「虐待」の多くが小中高生の相談となっています。「不登校」においては、2.3倍、「虐待」3倍と増加し、特に「いじめ」に関しては、24倍と大きく増加しています。性や虐待・さらにはいじめの相談など関係機関との緊密な連携の必要性が高くなってきています。

今後も、青少年の個々の問題に応じて寄り添い支援を行いますので、ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。